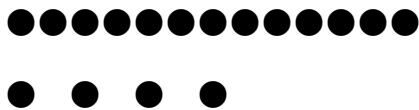


## 議案第 11 号

### 損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求める。

#### 1 和解の相手方



#### 2 損害賠償の額及び和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し損害賠償金として 33,252,872 円を支払う。
- (2) 本和解条項に定めるもののほか、本件に関し市と相手方の間に何らの債権債務の関係が存在しないことを相互に確認する。

#### 3 経緯

平成 25 年 7 月 8 日、市職員が庁用車を運転していたところ、ハンドル操作を誤り、対向車線にはみ出した。これにより、庁用車が相手方原動機付自転車と正面衝突し、相手方は、脳震盪、顔面挫創、鼻骨骨折、左眼窩底骨折、左膝外側側副靭帯損傷、左腓骨近位側骨折、左前十字靭帯断裂及び左膝後外側支持機構損傷のけがを負った。

令和 3 年 6 月 7 日提出

佐倉市長 西 田 三十五